

第十九回国会 衆議院 議院運営委員会 議録 第五十七号

昭和二十九年五月十三日(木曜日)

午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 菅家 喜六君

理事 荒船清十郎君 理事 今村 忠助君

理事 土井 直作君

生田 宏一君 江藤 夏雄君

加藤常太郎君 鍛冶 良作君

助川 良平君 田嶋 好文君

田淵 光一君 森 清君

山中 貞則君 山本 友一君

園田 直君 長谷川四郎君

青野 武一君 辻原 弘市君

山田 長司君 山本 幸一君

池田 禎治君 松井 政吉君

中村 英男君

委員外の出席者

副議長 原 彪君

事務総長 大池 真君

五月十二日

委員船越弘君及び三和精一君辞任につき、その補欠として山中貞則君及び森清君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

回付案の取扱いの件

緊急質問の取扱いの件

議案の付託委員会に関する件

法制局の人事承認の件

本日の本会議の議事に関する件

○菅家委員長 これより委員会を開会いたします。

最初に、参議院回付案の取扱いについてお諮りいたします。地方税法の一部を改正する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、入場譲与税法案、土地区画整理法施行法案、以上四件でございます。大体各党の態度もおきまりになつておると思ひます。

○土井委員 自由党の方のことを聞くのは恐縮ですが、平衡交付金に対する百分の二十五というものは、あなたの方ではどういふふうにされたのですか。これをのむのですか。

○菅家委員長 地方税法の一部改正と、地方財政平衡交付金と、入場譲与税法案の三つは、それ／＼関係があるので、参議院修正をのむということにす。

○土井委員 わが党は、地方税法の改正案に対しては反対だが、あとの三件に対してはまだ態度未決定の面があります。それで、あなたの方の出方で態度を決定するというので、参議院回付案に対して反対の場合と賛成の場合とで、また内容的に違つて来る。百分の二十五という問題に対する率が違ふことによつて、またいろいろ議論があるわけですが。

○菅家委員長 自由党は、三案とも参議院回付案をのむという事です。個人にやつて行く／＼非常にむづかしい問題ですから……。

○土井委員 われ／＼は初めの問題は反対だが、あとの問題は議場内で申し上げます。

○山本(幸)委員 参議院では、入場譲与税も、地方財政平衡交付金も、地方税法も、両派社会党は全部反対になつておるのです。

○土井委員 ところが私の方では、平衡交付金に対しては多少議論がある。

○山本(幸)委員 そこでもう一つ、ついでですから、改進黨に伺いたいのですが、入場譲与税法案は、改進黨は自由党と同じように賛成しております。ところが地方財政平衡交付金は、参議院では反対しておるが、これはやはりのむのですか。

○園田委員 これは場内で申し上げることになります。大体のむはずです。

○土井委員 これは議場内でやりましょう。

○菅家委員長 それでは、場内においてということにいたします。

○山本(幸)委員 土地区画整理法施行法案は、わが党は賛成です。地方税法、地方財政平衡交付金法、入場譲与税法、これらは全部反対、土地区画整理だけに賛成です。

○菅家委員長 それでは、最初の三つは場内において態度を伺うことにいたします。

○菅家委員長 次に、緊急質問の取扱いですが、前回委員会において決定しておりました凍害緊急対策に関する緊急質問、社会党右派の杉村沖治郎君のもの、それから北海道災害対策に関する緊急質問、社会党左派の永井勝

次郎君のもの、これだけが決定しております。それから、国務大臣の不信行為に関する緊急質問は、前回留保になつておりましたが、これは撤回してもらうようにお願いしたいと思います。

○青野委員 これは、きのうの議運で一応留保することになつておりましたから、きょうまで遠慮しておつたのですが、これはもう、きょうやらなければ大体緊急質問の価値がなくなるように思ひます。参議院のときは、人が忘れたようなときに犬養法務大臣の指揮権発動の問題を本会議でやるような状態、それを見習うわけではありませんが、この国務大臣の不信行為に関する緊急質問は、きのうは留保になりましたが、きょうはぜひ凍害緊急対策と北海道災害対策と一緒に緊急質問をやらしてもらいたいと思ひます。

○菅家委員長 ごもつともな御意見でございますが、先ほど理事会でも、自由党、改進黨はこれを撤回してもらいたいということになつております。論議もすんでに尽きておると思ひますから……。

○山本(幸)委員 理事会では、園田君はきのうの事情を深く御存じないのかね／＼のように反対と言われたことは知つております。しかし昨日は、実は椎熊君も出席されておつたときに、国務大臣の不信行為に関するもの以外の三件については、昨日ときょうとで緊急質問をやることにきまつた。その際、私どもは国務大臣の不信行為についてはかね／＼要請しておる

のだから、ぜひこれをやらしてもらつたようにお願いしたいと申し上げたところが、明日の議運で諮るから、きょうの緊急質問でない限り改進黨は賛成しましょう、こう言われたわけですが。

○菅家委員長 賛成するということがやなかつたと思ひます。

○山本(幸)委員 そういふ事情ですから、この際改進黨はぜひ御同調くださつて、昨日お話しして下さつたように、そういうふうにつか／＼ありがたいお言葉をいただいたわけですから、ぜひこれをお認め願ひたいと思ひます。

○園田委員 きょうは緊急質問も二つありますから、これをきょう決定しないで、今の社会党左派の申出は、私もそういうことも記憶しておりますが、取扱いを決定せずに、参議院の例からすれば、これをこの次に延ばしたからといつてさしつかえないと思ひますので、この次まで取扱いを留保してください。

○山本(幸)委員 きょうの上程は留保しろという御主張ですが、きょう留保すれば、次にはやるようにしてあげよう、こういう御趣旨ですか。

○園田委員 それは相談してみなければわかりませんが……。

○長谷川(四)委員 なるべく相談して善処します。

○山本(幸)委員 はなはだしつこいことを申し上げて失礼でございますが、私の方はきのうの代議士会において、特に改進黨さんが仲裁案を出して、きょう出して来れば賛成してやるうとい

う御趣旨だから了解してもらいたいという報告を申し上げて、満場の拍手のうち改進黨さんに対しては非常な敬意を表しておりますのであります。そういう事実がありますので……。

○團田委員 了解いたしました。

○菅家委員 それでは、きょうのところはこれを留保いたします。そこでこの二件の緊急質問の時間は、従前通り十分ということでしょうか。

○土井委員 十五分でしょう。きのうは改進黨のごときは二十二分やつておる。そうして一番悪いことは、改進黨の方が二十二分やつておるのに、常日ごろ時間の問題を議論する荒船君が、それについて何ら発言しない。たまたま社会党左派がちよつと時間を超過した、右派の方でちよつと超過したということになる、すぐ時間々々と言う。これは不公平な処置だと思ふ。議事進行の上からは、なるべくああいふ不公平なことはしないようにしてもらいたい。

○荒船委員 私としては、公平な進行をしておるつもりです。

○菅家委員 それでは十五分以内ということにしておきましょう。

○菅家委員 次に事務総長から……。
○大池事務総長 実は議案付託の御報告がたゞ御了解を得たいと思ひますのは、荒春等処罰法案が出たわけでございますが、この前ちよつと申し上げましたように、取締りの面から見れば地方行政委員会の所管の内容でございますし、各条文にみな刑罰規定がついておりますから、刑罰法規の一つとして見ますと法務委員会の所管になりますので、これをどちらの方にした方が

いいかということで、きのう当委員会において御決定願う前に委員長の意見を聞きまして、地方行政委員会の所管に、法務委員会にまわしていただくことだとお話でございます。御了承を願ひたいと思ひます。

○菅家委員 御異議ありませんか。

○菅家委員 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○菅家委員 それでは荒春等処罰法案は法務委員会に付託することにいたします。

○大池事務総長 それからいまま一つ、只野直三郎君から水道法案が出て参りました。この水道法案は、御承知のようにこの前の議会で政府から出されたときに、参議院の方に先に出まして、参議院では水道法案は建設委員会にかけるべきか、厚生委員会にかけるべきかということで非常に問題になりました。結論的にはどちらに持つて行くことがきまらなために、政府の方にいろいろ交渉しまして、水道法案を撤回してもらつたという事実もあるわけですが、そこで只野直三郎君から水道法案が出て参りました関係から、当院においては、これをどちらの委員会に持つて行くかということが当然問題になります。直接議長がどの委員会に持つておつたわけでありまして、ところが只野君が本日参りまして、自分の出した法案を早く審議のできるようにしてもらいたいという御要求がありまして、この水道法案をどの委員会に付託するか御決定を願ひたい、こう考へております。

○山本(幸)委員 荒春等処罰法案も、水道法案も、いずれも少し待つてもらいたいと思ひます。私どもの方では、きょう中にきめますから……。

○土井委員 この水道法案は、厚生委員会に付託することに私どもの方は賛成です。荒春等処罰法案は、これはすでに決定したことだし、提出婦人議員の間で法務委員会を持つて行くということになつておりますから、それでいいのじやないですか。

○菅家委員 大多数は、水道法案は厚生委員会ということですが、山本さんの方ではいかがですか。

○山本(幸)委員 おそらく厚生でいいと思ひますが、覚に帰つて一応念を押しますから、待つてもらいたいと思ひます。

○大池事務総長 それからいまま一つ、人事の問題で御意見を承りたいと思つておりますのは、法制局の方に運輸省の方から参つておりました芳賀久君という参事があります。この芳賀君を運輸省の方で、もう二年余になりますので、ぜひ返してもらいたいという話があるわけでありまして、従つて芳賀君を運輸省の方に返すことを御承認願ひたいと思ひます。その後任をまたよそからもらひたい、数年たつと返せ、といふことになりまして、これは課長のごときでもありません、単なる参事のごときでございますから、現在法制局の主事をやつております石川正暉君をこのあとに昇格したいという局長からの申出があります。石川君はこちらに参つておる人でありまして、参事になる有資格者でもございますから、この点お願いしたいと思ひます。

○菅家委員 御異議ありませんか。

○菅家委員 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 なお、北海道の災害調査のための委員派遣の件でございますが、農林委員会の委員を派遣することに承認いたしましたすから、飛行機を使用することについては、飛行機を使用することについては、御異議ありませんか。

○菅家委員 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

○菅家委員 御異議なければ、さよう決定いたします。

の通り御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 さよう決定いたしました。

なお、委員会審査終了予定案件のうち、警察法案が上つて来る予定でございませぬ。この警察法案が上つて参りませぬ。これを本日緊急上程することにしておきたいと思ひます。

○土井委員 緊急上程は、全会一致のものでなければ困る。

○菅家委員長 会期も迫つておることでもございませぬから、参議院の方に一日も早く送らなければなりませんので、これは本日上程することにいたしましたと思ひます。

○山本(幸)委員 私が調べたところでは、きょう上るような様子はなさそうです。おそろくあしたの夕方になるだろうという事です。

○菅家委員長 上らなければ問題になりませぬ。上つた場合です。

○土井委員 緊急上程の件については、従来の取扱いは全会一致で上つたものだけを取扱ふということになつております。実際上の問題として、討論その他それ／＼の機関にかけて、討論に対する内容の審査などもやらなければなりません。事実、こういう大きな問題を、きょう上つて来たからきょう上程するということは困難です。従つて、明日は定例日ではありませぬが本会議を開きまして、警察法がきょう上つて来たら明日やるということにする方がよいと思ひますので、そういうお取扱いをお願いしたいと思います。

○菅家委員長 今までの取扱いは、全会一致のものを緊急上程するということもやつて来たのでありますが、全会

一致でないものもここできめてやる、そういうこともあり得ることです、すでにこの問題は各党で研究し尽くした問題であり、突如として今現われたものではない。国会の開会と同時にこれは提案された問題で、審議し尽くされておる。党議もすでに決定しておると思ひますので、これが上つた場合、討論等にも支障はないと思ひます。これは採決するまでもないと思ひますが、いかがですか。

○土井委員 それは従来緊急上程の場合、全会一致でないものも取扱つたこととはよくわかります。今委員長が言われておる通りに、七十日間この問題で審議しておるのですから、各党それぞれ審議の内容等もわかりきつておることでありませぬが、これに対する討論の内容的な問題については、わが党の場合などは討論者が原稿を書きましてものを政調会または国会対策委員会それぞれ審議いたしました。ことに重要な法案の討論については十分に審議して、代議士会にまで概略を報告して了解を求め、しかる後討論に立つという手続を現行的にはとつております。従つてきょう緊急上程するということがなれば、そういう取扱いもできないし、また討論者が内容的にどういふものをどうするかという点についても明確でないような形で、討論してしまつてから、あとで党内で物議をかますようなことがあつてはいけないわけですから、そういう手続上の関係もありませんし、これは重要な法案であればあるだけ、きょう緊急上程するということでもなく、やはり明日上程するというだて、それまでに十分われ／＼の方でも党内を調整してやつて行きたいと思

いますので、そういう取扱いをしていただきますと思ひます。

○菅家委員長 いかがですか。今土井君からお話がありましたが、すでに討論等のごともそれ／＼内容的に整つておることと承知しております。また、どういふ討論をするか、内容もきまらぬというふうなことはないとはいへないから、あつたからあつたに付けてそれを審議するといふ状況でもないのじやないか。ほかの法案のように、急に緊急上程するといふことならばお話の通りかと思ひますが、この問題は討論等のごとも党議でもきまり、討論の内容等もでき上つておることと思ひます。しかも会期が延長され、その会期がすでに迫つておるとき、この法案を一日も早く参議院に送り込むといふことは本院の建前であると思ひます。一日も早くこれを送るといふ建前をとつて、もしこれが上らなければ、むろん明日定例日でもなくとも本会議を開くというようにして、きょう上れば、採決などをしないできょうこれを上程する、このように御了承をお願いしたいと思います。

○土井委員 委員長の言葉じりをとらえるわけではありませぬが、この法案でなくとも、どの法案でも、当該委員会の委員の諸君はそれ／＼審議もし、あるいは討論の内容等もはばわかつておるわけですから、しかし、それでもなおかつわれ／＼として時間的にそういう手続の取扱いを従来して来ておるわけです。だからこの法案だけが特に討論その他の事柄は完了しておるはずだと思ひます。どの法案にかかわらず、重要であろうと、あるいは重要でないという認定があるうと、当該委員の諸

君はそれ／＼その審議に当り、またそれが上程される場合においては、討論内容等についても一応は考えを持つておるのであります。しかし、その考えを持つておるけれども、当該委員会の委員だけが討論に立つて、かつてにやるといふことは、党全体の上に影響するからという建前で、対策委員会なり政調会なりにおいて討論内容をよく審議して、なお代議士会などに報告して承認を求めるといふやり方をしております。重要な案件であればあるほど、そういう取扱いをしております。その手続が完了しないうちということになれば、これはちよつと困ると思ひます。ですから、これは重要であつて、早く参議院に送らなければならぬのです。この法案ばかりではなく、いづれの法案でも、衆議院に付託されたものは早く審議して参議院に送るといふよりほかはない。そのことはよくわかつておりますが、一応きょうの緊急上程というだけでは、明白に変更していただきたいと思います。

○山本(幸)委員 私どもは、明後日の定例日にやつていただきたいと思ひます。きょうは上らないという見込みがあるし、明日上つて、しかる後土井さんの言われたように、諸般の準備の関係もありませんから、明後日おやり願ひたい。

○菅家委員長 明日とか明後日とかいふのは、ちよつと無理でしよう。討論もすでに過ぎておるわけでございますから……。

○荒船委員 この問題はすでに七十日も時間を費しておる。会期も迫つておることでありませぬから、参議院に一日も早く送り込まなくちやならぬと思ひます。従つて、今までの緊急上程につきましては、満場一致でない案でもやつておるのですから、きょうは譲つてもらつてぜひきょう上程するようにお願いしたいと思います。

○土井委員 地方行政委員会できょう上る見直しはないのでございませぬ。

○菅家委員長 上つたらということでは、きょう上るか上らないかわからない、上る見込みがないという、そういう形になつておるものを、討論をまた夜になつてからやるというふうな形になることは、まずいのではないかと申す。

○菅家委員長 委員長の方では、きょう中に上るから緊急上程してもらいたいという申入れがあります。

○土井委員 それでは議場内で交渉しようじやないですか。上るか上らぬかわからぬのをここできめるというふうな、仮定の上に立つて論議することはよそうじやないですか。

○菅家委員長 委員会はこまま休養しておいて、後ほど開いてもいいと思ひます。ある程度時間の準備が必要だということなら、それもいいと思ひますが、一応、こういう重要な法案が、これだけ長い間審議して、各党の態度もきまり、質疑も出尽くしたものを、この委員会が押えて参議院に早く送らないということは、会期を延長した建前からも勝が通らぬ議論だと思ひます。

○土井委員 まだ当該委員会から上つて来ておらないというのだから、本会議が進んでおる間になつて来たものを明日にまわしたからといつて、特にこれを遅らしたとか何とかがいふりくつにはならないと思ひます。

○菅家委員長 委員会はこまま休養しておいて、後ほど開いてもいいと思ひます。ある程度時間の準備が必要だということなら、それもいいと思ひますが、一応、こういう重要な法案が、これだけ長い間審議して、各党の態度もきまり、質疑も出尽くしたものを、この委員会が押えて参議院に早く送らないということは、会期を延長した建前からも勝が通らぬ議論だと思ひます。

○土井委員 まだ当該委員会から上つて来ておらないというのだから、本会議が進んでおる間になつて来たものを明日にまわしたからといつて、特にこれを遅らしたとか何とかがいふりくつにはならないと思ひます。

○菅家委員長 委員会はこまま休養しておいて、後ほど開いてもいいと思ひます。ある程度時間の準備が必要だということなら、それもいいと思ひますが、一応、こういう重要な法案が、これだけ長い間審議して、各党の態度もきまり、質疑も出尽くしたものを、この委員会が押えて参議院に早く送らないということは、会期を延長した建前からも勝が通らぬ議論だと思ひます。

○菅家委員長 今までも重要法案についてはいささか取扱いをしておるの

○土井委員 今までも上つて来ておるものを、あつてにしようという

○菅家委員長 重要法案については、そういうことではないのです。予算なども、緊急に上程するという予算委員長

○土井委員 予算案のような場合でも、上つて来て翌日に延ばすとか、あるいは二日も延ばしたこともあるので

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、その日にやつた例もある。

○土井委員 上るか上らぬかわからぬような一きよう上つて来たとして

○菅家委員長 今までも、上つて来るという委員長からの報告があつたときには、まだ上つて来ないからこの委員会

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 今までも、上つて来るという委員長からの報告があつたときには、まだ上つて来ないからこの委員会

となんです。たぐいまの警察法に關しては、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

○菅家委員長 延ばしたこともありませんが、わが党と自由党、日本自由党、この三党で折衝中ではございまして、

の進み方によりまして、さらにこの問題をかけて協議することにいたして

○山本(幸)委員 ちよつと私も希望があります。きようは日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案が出るわけですが、そこで、かね／＼問題になつておられますように、吉田首相はまことに衆議院を軽視しておられると思つて、

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

○菅家委員長 出でなければ法案を審議しないというのですか。御希望であれば、そういうことは申し入れますが、総理が出て来ないから、この法案を審議しないというふうなことは

要法案のときに一回も出ないというふうな断定は、早過ぎると思つて

○山本(幸)委員 重要法案の定義の問題ですが、百十幾つの法案はみな重要です。しかし、かね／＼私どもが言つておるうちに、今回の重要法案は四つか五つだという観点にわれ／＼は立つておるわけで、特に国民が関心を持つておるものは四つか五つです。そのどれに出ましたか。御質問申し上げるが、どれに出ましたか。

○菅家委員長 どれも出ておるでしょう。

○土井委員 山本君と委員長との話を聞いておつてもしかたがない。これは要するに、きよう総理が出られるのか出られないのか、われ／＼は出てもらいたいと言ふのだから、出るように進んでもらう。それなら議論をしなくても解決がつくわけでしょう。

○山本(幸)委員 出なかつたらどうします。

○土井委員 それは先ほどの理事会でも、出るように話があつた。その結果はどうなつておるのですか。

○菅家委員長 まだ確かめておりませんが、御要望であれば、その御要望は伝えます。

○土井委員 これは要望とか要望でないとかいうことではない。当然総理大臣は義務として出なければならぬ。だから、要望するしないやない。問題は、総理大臣が登院しておる限りにおいては、これは当然出て来べきであつて、要望があつたから出る、要望がなければ出ないというふうなことは、国会軽視の最たるものです。これはいかぬと思う。だから、当然総理大臣に出てもらふということですが。

○菅家委員長 筋は通つておると思つて、今までも故意に出て来ないというふうなことはないので、病氣中は別ですが、都合のつくときは登院されております。衆議院に一回も登院しない、重

○菅家委員長 ですから、出てもらいたいと要望するわけでしよう。

○山本(幸)委員 それでははなはだ恐縮ですが、委員会を代表して、委員長からぜひひとつ総理大臣に本日出席せられるように督促を願いたい。要望ではない。出る義務があるのだから、出るという督促を願いたい。その返事が来るまで、議運は暫時休憩しておいてもらいたいと思います。

○菅家委員長 それでは山本君からのお話もありますから、委員長から強く政府に出席を……〔督促しろ〕と呼ぶ者あり〕督促ではありません。要求することにはいたしません。要求して、来ないときは督促いたします。それまではこの委員会はそのままにおきます。本会議は開かないでおきまして、大体三時か三時半ごろ本会議を開くことにしたいと思います。一応強く要求をいたしまして、その結果によつて本会議を開くことにいたします。一応本会議は三時としておきたいと思ひますが、いかがですか。

○土井委員 二時半にしてください。

○山本(幸)委員 総理が出るか出ないか、五分か十分でわかることです。

○菅家委員長 そればかりでなく、代議士会等もいろ／＼やらなければなりませんから……

○土井委員 従来の慣例からいつて、三十分もあれば代議士会も何も完了して、本会議は開けます。

○山本(幸)委員 委員長は議運の代表者なんだから、議運の要望事項をただちに持つて行つて交渉してもらいたい。ここで十分ばかり待つておりません。

○菅家委員長 ちよつと懇談にいたします。

〔速記中止〕
○菅家委員長 速記を始めてください。

それでは本会議の時間は三時。それまでに委員長が総理の方に行つて確かめまして、なお委員会はそのまま休憩にしておきまして、警察法案が上つて来たときにはその取扱いを協議することにしたと思います。いかがですか。

○土井委員 休憩しないで、三時としておいて、審議しておる間に上つて来れば理事会をやつたらどうですか。

○菅家委員長 理事会にまかせたら、まかせるといふことにはしておかないと困ると思ひます。

〔理事會に一任〕と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 それでは理事会にまかせるといふことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○菅家委員長 それでは警察法案の取扱いは理事会に一任する、このように決定いたします。

本日の委員会はこれで散会いたします。

午後二時十分散会

昭和二十九年五月十八日印刷

昭和二十九年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局